

# 「ICA1966年協同組合原則」評註(3)

## A Commentary on the ICA Cooperative Principles(III)

菅 沼 正 久

Masahisa Suganuma

### 目 次

#### 序

#### I 組合員

#### II 民主的管理

#### III 資本に対する利子

#### IV 剰余金処分

(以上前号まで掲載)

#### V 協同組合と政治・宗教

#### VI 事業運営原則

(以上本号)

#### VII 教 育

#### 補論

##### 1. 協同組合原則と農協

##### 2. 協同組合企業の資本運動

以上

### V 協同組合と政治・宗教

1937年のICAパリ大会は協同組合原則の一つとして、「政治的宗教的中立」原則を提起した。この提起は「中立という言葉に原則としての權威を与えただけでなく、政治・宗教と同じように、人種・国籍を関係づけることによって、いっそうその意義を高めた」。これが1966年 会の評価である。

この原則は各国の協同組合(中央組織)が、ICAに加入するに際して要求される原則であるからと云って、各国内のすべての協同組合によって順守されているとは云えない。当時も現在も同じである。当時、つまり20世紀前半期と今日の世紀末とのあいだには、各国および世界の事情に大きな変化が生じた。

それはこの政治的宗教的中立という19世紀西欧

の風土から生まれた原則を空洞化させるほどの変化でもある。とくに20世紀後半の時期に、日本を含む発達した資本主義社会において、第1に政府=行政体が肥大・強大化して、市民生活の細部にまで関与・介入する事態が生じたことである。この限りでは、日常の活動をつうじて協同組合は政府=行政体の政治に対して中立を守ることが不可能となった。つまり協同組合による中立選択以前の状況で、政府=行政体の政治に対する受容=支持を迫られるようになった。

第2は独占資本体の肥大が進み、つぎの二つの事情を招来したことである。一つは独占体の支配が国民生活のあらゆる分野に及ぶようになり、そのことが行政体と独占体が「公共」の名において結合するようになったことである。もう一つは、巨大独占体が発展して多国籍企業化し、特定の分野においては多国籍企業の影響力は各国政府=政治を凌駕するに至ったことである。この二種の事情は協同組合の活動における政治的中立をいじりしく空洞化したのである。

上述の発達した資本主義世界における二つの傾向は、現代資本主義に固有の特徴であり、ともに国家独占資本主義の傾向として概括できるものである。換言すると、国家独占資本主義の傾向が国民生活に支配的な影響力をしめす状況においては、政治的中立原則が空洞化するということである。もちろん、ICA1966年大会がこのような意味で現代資本主義の傾向のもとでの協同組合原則を省察することは必ずしも十分ではない。ICA大会の報告が政治的宗教的中立原則について行った考察につぎの如くに要約できる。

1. 政治的宗教的中立原則の周辺
2. 政治的宗教的中立原則の訂正

3. 政治的干渉から独立した組織
4. 人類的課題と協同組合

## 第1 政治的宗教的中立原則の周辺

「協同組合運動の活動は、過去にそうであり、多くの人が信じ、常にそうあらねばならないように、経済と教育の分野に集中すべきである。この課題をより効果的に遂行するべく、賢明な協同組合の指導者は、常に協同組合の関心をできるかぎりそれらの分野に集中することに努め、事業に直接関係のないことが、協同組合運動にもちこまれることによって招来される不統一や活動力の分散という危険を避けようとした。」

### 〔評註〕

1966年大会報告は1937年大会を、協同組合の主要課題を「経済と教育の分野」にありとして、この「事業に直接関係のない」はずの政治と宗教の問題を回避したと評した。そのこと自体、1930年代の史実に照らして考察しなくてはならない。例えば、新興の社会主義国家ソ連において、社会主義という政治、思想問題を回避した協同組合は存立しえない。他方、ヒトラーのナチス支配のドイツにおいて、協同組合はナチスの政治、思想問題を回避できなかった。より一般化して云うならば、資本主義各国の協同組合は資本主義体制認否の政治、思想問題を回避して、勤労者大衆に加入をよびかけることはできなかった。上記各国の協同組合は事実関係としては、ひとしく政治、思想上の方向を鮮明にして、組織化を進めたのである。

第二次世界大戦後の事態は、協同組合の政治、宗教、思想問題をより先鋭なものとしている。15ヶ国に増えた社会主義国の協同組合は協同組合の社会主義建設における役割を明示して、はじめて大衆性を獲得している。第三世界の新興独立の民族国家の場合も同様であり、とくに宗教国家においては宗教問題を回避することは想像だにし得ないことである。資本主義各国においては、政府の国民経済生活に対する関与が拡大した現実に対応して、協同組合は積極的に政治に関与し影響を与えることを得策と考えるのが一般の傾向となった。1966年 I C A 大会はこの事情に立脚して、政治的

中立原則に訂正を加え、協同組合が「政府の立法や行政措置に影響をあたえる努力」を肯定した。

ここでとくに日本の協同組合の事態を論じたい。

- (1) 日本社会においては、人民生活における政治(党派)、宗教の規範作用は未熟である。イスラム社会、西欧キリスト教社会および東側の社会主義社会と比べて、協同組合がそれらの各種社会における意味での政治上、宗教上の中立を鮮明にする必然性に乏しい。日本社会における傾向は協同組合は暗黙のうちに天皇制を肯定し、農協は自民党系であること、生協は社会党系、共産党系であることを自明として存在している。これは周知の事実である。
- (2) 協同組合の伝統。農村社会に立地する農協は1900年の産組法定いらい、1933年拡充5ヶ年計画いらい、部落単位加入制の伝統があり、肥料流通、食糧管理の制度成立いらい政府政策機構の役割を遂行し、第二次大戦後は自民党の集票機能を担当してきた。これらすべては「伝統」にぞくするもので論争と選択にかかわることではない。生協もある程度、同様の事情にあり、戦前の消費組合いらいの伝統を継承して、民衆組織の性格を保持している。政治原則上は、社会党、共産党の指導を受けて発展し、けっして中立的ではない。ここにみる農協と生協の政治原則の相異は、協同組合は本来、そうした異質とも云うべき両様の政治傾向の受容をしめすものとして注目すべきであろう。
- (3) 日本の農協は協同組合として特異な存在である。信用、購買、販売事業を骨格とする事業を営み、その事業経営に適した組織体系をもっている。信用事業は、非協同組合法人の農林中央金庫系の系統関係のもとにある。購買事業は1930年代初期いらい、伝統的に化学肥料配給事業を骨格とし、特定の法律体制によって独占的地位を保証された中央機関(全購連のち全農)の系統関係のもとにある。販売事業は1941年いらいの食管法体制のもとで、事実上、政府買付米の産地集荷団体として独占的地位を保証された中央機関(全販連のち全農)の系統関係のもとにある。

単位農協はこうした系統関係の法律的行政的な規制をうけて事業を営む地位にある。した

がって事業選択の余地は少なく、政府＝連合会に從属的である。協同組合の特質は主として利益分配面、つまり出資高配当制限、利用高配当重視に表現されている。組合員農家の生活＝生存問題に由来する事業運動の介在する余地の少ないのが特性である。したがって農協は協同組合の特質としての「大衆的経済的組織」であるが、それは主に政府が「農民大衆を経済的に支配する組織」として機能している。

## 第2 政治的宗教的中立原則の訂正

「中立」表現についての批判。「今日、世界各地の協同組合人が多かれ少なかれ関心を寄せている問題は、“中立”という言葉そのものである。それは決して良い言葉ではない。なぜならば、“中立”という言葉は協同組合運動の進んできた歴史的事実や運動様式とは調和しない、無抵抗や無関心というひびきをもっているからである。協同組合組織はその利害に関係ある事物に関しては決して無関心であったり、消極的であったりしたことはないし、そうするつもりもなかった。今日ではこの言葉は完全に誤りであるとされ、多くの協同組合人は“自主性”の確立のためにその言葉の使用を放棄している」。

組合員の政治的宗教的自由。「はじめに内部的な問題とも云える、協同組合と組合員の関係についてのいくつかの事柄を検討してみなければならない。……いかなる宗教を信仰し、いかなる政治思想をもつことも、自己を惹きつけるいかなる宗教団体あるいは政治団体に加入することも、それはまったく組合員の自由である。反面、協同組合は政党や宗教団体に追随することによって、協同組合本来の責務を遂行する自由を傷つけることはしないし、純粋な政治的宗教的論争については、その態度の決定をさし控える」。

協同組合と社会的政治的制度との関係。「個別の協同組合あるいは協同組合運動全体と、外部の社会的政治的制度との関連で生ずる問題は、明らかに外部問題と云える。経済的利益と目的信条は政治的な政策の具体化と、その目標の選択におい

て重要な、時として最大の役割を演ずる。独自の経済的信条をもち、明確な経済的利益を代表する運動としての協同組合は、それが政党間の争いであろうと、また政治的な主張に由来するものであろうと、政府の諸施策に無縁ではあり得ない。」

ICAとその加盟組織の各国協同組合運動の意見、態度、政策に影響を与える努力、政府の立法や行政措置に影響を与える努力。

農業協同組合が農業の生産性を高め繁栄をもたらすことにつき、政府に対し組合員の意見を表明すること。

農業協同組合が農業政策、農村福祉政策に対し農民の経験を提供したり、誤りに対し警告を発すること。

協同組合が政治的環境に参入する方法。「協同組合運動が所与の政治的環境に参入する場合、当然、その成果は手段や方法によって異なる。一方では、協同組合組織はもっとも効果的な方法を選ばなくてはならない。(政府関係部局への個人的申入れ、大臣陳情、国会活動、政党と一緒にやる大衆への啓蒙運動など一引用者)だが他方では、協同組合組織は組合員から最大限の賛意と支持を得て、分裂の危険を最少限にいとめる方法をつねに考慮しなければならない。

こうした協同組合組織は選挙運動に参加して、代表者を議会に送ることについて必ずしも強力である必要はなく、影響力をもつ必要もない。行政段階で協力することに甘んじ、その助言が賢明で客観的であるがために、政府の信頼を得ている組織は、政策が定められ最終決定がなされる場合に、より大きな役割をはたすことができる」。

### 【評註】

(1) 政治的宗教的思想的自由の原則。明らかなことは、表現としての「中立」が誤りであり、使用の放棄が宣言されたことである。しかし、問題が解消したわけではない。なぜなら協同組合運動の「歴史的事実や運動様式」の経験を、「無抵抗や無関心というひびき」のもつ中立に要約することは、歪曲のきらいがあるが、その経験を正確にいかす手法が更めて問われるからである。また、すでに反省されているように、

協同組合の「利害に関係ある事物」に関心をほらい、積極的に行動してきたと云う方が、歴史的事実に忠実でもある。

勤労者の大衆的経済組織という基本的性格に由来して、まず第1に、協同組合において勤労者＝組合員は協同組合の発展に貢献するという目的に合致する範囲において、政治上、宗教上思想上自由でなければならない。つまり政治活動、宗教活動、思想宣伝の自由が保証されなければならない。私見によると、これは勤労者の協同組合加入脱退の自由の原則を包含するものである。

第2に、協同組合は、つまり集団としての協同組合、その形式上の代表者である役員は組合員勤労者の行なう、明らかに協同組合の発展に貢献するとみられる政治活動、宗教活動および思想宣伝を支持しなくてはならない。協同組合による支 欠いては、組合員の政治、宗教、思想の自由は原則とならない。

第3に、協同組合は、組合員勤労者の広義の利害を協同組合の利害として体现し、その利害の主張を宣言し、行動しなくてはならない。これは中立宣言を否定した直接の結果でもある。

- (2) 協同組合の政府に対する影響。協同組合が「独自の経済的信条をもち、明確な経済的利益を代表する運動」であるという認識は、政治、宗教問題を論ずる前提である。またその「独自の経済的信条」がのちにみる「協同組合原則に基礎を置いて経済制度を改造する」ことを意味するとしてもそれは単なる経適＝生産、販売、購買や金融や保険の運動に制限されるものでなく、これも後述する「人類がかかえている大きな問題」との関係において運動するものと自覚すべきであろう。

ICA大会報告は、協同組合運動は中立原則をのり越えて、「政府の諸施策に無縁ではありえない」として、ICAとその加盟組織が「政府の立法や行政措置に影響を与える努力」の必要を指摘した。これは、協同組合原則の一步前進である。

前進とともに考察は深化しなくてはならない。政府の立法や行政に協同組合が影響を与える関

係は、同時に協同組合が政府の影響を受ける関係でもある。政府が検討する農業政策、農村福祉政策に対し、協同組合が材料の提供、警告や苦情の表明の特権を行使することも強調された。しかし、日本農協の経験から考える限りでも、政府と協同組合の間柄はけっして単純ではない。影響という関係の角度からみるならば、農協の政府行政に及ぼす影響と比べて、立法と行政を通ずる政府の農協に対する影響がはるかに勝っていると云うべきであろう。その実態は政府行政機構の付属機関であって、とくに連合会はその感が強い。しかしこの実態を以て、協同組合の逸脱とか変質とか云うべきでない。これも協同組合の一つの状況であり、協同組合は本来、こうした可能性をもつものである。

- (3) 協同組合の政治的環境への参入。ICA大会報告は、協同組合の政治的環境への参入の方法を論じて、一方では効果的方法をもとめ、他方ではそのことによって組合員の支持を喪失することのないように警告した。その有効な方法とは、議会を経由するよりは、直接に行政機関に協力し、政策決定に役割をはたすことである。その条件は協同組合が政府から信頼をうける状況である。

これは日本の農協の状況に似ている。その類似から推論するならば、協同組合が政府から信頼をうけることと、組合員の支持を得ることとの両立はけっして容易でないことである。選択は組合員＝勤労者による「最大限の賛意と支持を得る」ことが、政府の政策決定への圧力を有効なものとする道である。

### 第3 協同組合組織の独立性と

#### 政治的自由の原則

協同組合組織の独立性と統一性。「組合員の忠誠心と支持とを維持するという観点に立つならば、一党一派にとらわれない政策を終始一貫とっている組織、つまり協同組合の利益と協同組合原則にもとづき、政党やその他一切の政治的紛争や干渉から独立している組織は、明らかにより安全な基盤の上に立っていると云える。

それにもまして考慮すべき事実は、協同組合の統一性の弱화가それがどんなに小さいものであろうとも、政治的な分野のみならず、すべての分野における効果的な活動力を減少させることである。

しかしながら今日においては、協同組合の利益や将来になんらかの関係をもつ政治的論争に対して、はっきりした態度をとること、あるいは実際活動に加わるのをさし控えることは必ずしも安全とはいえない。しばしば云われたように、中立を宣言することは、つまり政治的見解を公表することである」。

協同組合と人類的な課題。「協同組合運動の指導者や組合員が、団結を促進し、対立を和らげるために、つねに全員が同意できる最大公約数を求めることによって、その他の問題と同じように政治的な問題についても同一行動をとるように努力することは協同組合運動の目的、精神に一致している。

もしも協同組合が人類のかかえている大きな問題を解決するために、もっとも効果的な貢献をはたそうとするならば、以上の配慮はきわめて重要である。今日の世界における大きな課題、すなわちあらゆる分野での国際協力の進展による戦争の中止、軍縮、平和の確立、人類の過半数を占める不幸な人々の飢餓、貧困、みじめさ、無知からの解放、個人の自由、平等の市民権、個人の発展のための機会均等などの人権の確立と維持とは、協同組合人が中立を宣言したり無関心でいられる問題ではない。

協同組合の哲理も実際も全体的な発展の傾向としては、国際的統合の方向に進んでいるが、そうしたなかでICAは先駆者であり、ある意味では先鞭をつけた存在である。……このようにしてICAの活動が、その定款に示した「協同組合運動とは、あらゆる政治的宗教的信条をもった人びとが、ともに集まりともに行動できる中立の場」であることを実際に証明している。」

政治問題に対する自由。「ある特定の環境のもとでは、中立を維持することは一つの権利であり、かつ適切な政策である。いかなる時と場合においても、そして協同組合のいかなる段階においても、

組合員個人、単位協同組合、連合組織、国際機関は政治問題に対し、彼らをとりまく状況に応じて必要なあるいは適切な態度をとる自由をもつべきである。この自由には協同組合の経済、教育の分野における基本的な課題の遂行を妨げる盟約やとり決めに拘束されずに独立を保つ自由も含まれる。そしてその自由は協同組合運動の使命を成功裡に達成するために不可欠の条件である」

## 〔評註〕

(1) 協同組合の独立性と中立性。ここに一つの解釈がある。「中立を宣言すること」は、一党一派にとらわれない政策を実行する、協同組合の利益と協同組合原則に一義的に立脚する、政党や政治的紛争、干渉から独立する、などの中立的な政治的見解を公表することだというのである。これは、かつての中立原則が「無抵抗、無関心というひびき」をもった消極的中立であったとすれば、いま新しく積極的中立原則を提起したものである。

確かに「政党やその他一切の政治的紛争、干渉から独立している組織は、明らかにより安全な基盤の上に立っている」とも云える。つまり、中立性こそ、組織の独立と安全を保障するかのようである。しかし現代社会の政治状況において、一党一派に偏しない協同組合政策が存在するのだろうか。政治的紛争、干渉からの独立を保障された協同組合が存在するのだろうか。その存在を期待することは一つの夢想と云うべきであろう。

協同組合の組織としての独立性は、協同組合（集団あるいは企業として存在する協同組合）の利益と、その利益追求活動の準則をしめした協同組合原則を基礎とすることによって可能である。そのような協同組合の利益、協同組合原則それ自体が中立的でもなく、不偏不党でもない。加うるに、現代社会は中立や不偏不党にそれ程高い評価を与える社会ではなく、また一党一派に偏ることを悪徳とみなす社会でもないことを指摘したい。

(2) 協同組合の反戦、平和運動。日本の生活協同組合運動が第2次大戦の戦後、一貫して反戦、

平和運動において指導的役割をはたし、現代の反核平和運動の統一と前進に大きな貢献をはたしていることは著名な事実である。それは日本生活協同組合運動の特異性に由来するものでなく、「協同組合運動が人類のかかえている大きな問題を解決するためにもっとも効果的な貢献を果そうとする」試みの典型であること、ICA大会報告はそのことを明らかにした。日本生活協同組合運動のそうした貢献が、その指導政党である社会党、共産党の政治的影響によることに留意したい。

ここにみる協同組合運動と社会主義政党の親近的な関係は偶然の所産ではない。社会主義政党の反戦平和論は、戦争の根源をなす資本主義制度批判に由来するものである。そして協同組合運動の反戦平和政策は組合員＝勤労者の生存と生活の防衛に由来するものである。本来、両者のもつ異質性にもかかわらず、資本主義制度から生まれる戦争志向、勤労者の生存、生活破壊志向が、両者の親近、統一をつくりだしたのである。日本において生活協同組合運動が反戦反核平和運動の提唱者としての経歴をもつものに対し、農業協同組合運動にその片鱗がみられないことは注目すべきことであろう。

- (3) 協同組合原則としての政治的自由の原則。ICA大会報告は各国協同組合の代表者がその社会的、経済的、政治的背景が相異なるにもかかわらず、世界平和擁護の決議について一致して行動した事実を指摘し、この活動がICA定款に記された「協同組合運動とは、あらゆる政治的宗教的信条をもった人びとが共に集まり、共に行動できる中立の場である」ことを立証したとしている。やや牽強附会な論である。平和擁護の活動は、好戦的、軍国主義的傾向との斗争を意味するものであって、けっして中立運動ではなく、協同組合が「中立の場」であることを立証するものではない。

ここでは中立論を反覆するよりも、ここに指摘された事実が新しい原則を提起していることに注目すべきであろう。それは協同組合が「政治問題に対し彼らをとるべく状況に応じて、必要なあるい適切な態度をとる自由」を承認す

ることである。そして「その自由は、協同組合運動の使命を成功裡に達成するために不可欠の条件である」として、協同組合原則の地位において提唱されたのである。

## VI 事業運営原則

協同組合の事業運営原則として伝統化されたものは、19世紀中期のロッテデール組合創設以来、現金決済制と、取扱い商品の最高純度の品質の保障および計量、量目の正確の原則である。協同組合事業が140年らい進展なく停滞していたわけではないが、事業運営原則が決済制と商品取扱の2原則にとどまったことは奇異の感を抱かせるに十分である。1937年パリ大会もロッテデール組合以来100年近い歴史を背景としながらも、事業運営原則については商品取扱の原則に留意するにとどまった。

協同組合原則としては、この事業運営の分野がもっとも立ちおくれたものとなった。そのため、協同組合原則は加入と脱退の組織原則、利用と利益配当の財務原則の2項があるだけという誤解を与えかねない状態がつづいた。また、連合会のような、直接には事業上の必要によって設置され機能するものについてさえ、組織原則の観点から考察され、連合会必須という教条化した発想を流布する結果を招いている。

20世紀後半は歴史的な画期を伴いながら、商品流通の分野に激変の生じた時代である。いわゆる流通革命もしくは経路革命と称される時代である。流通革命もしくは経路革命と称される変革の時代である。大型量販店の出現は流通経路を変革し、流通費用の形成と実現について基調の変化を招いた。協同組合の購買事業の制度、とくに連合会と単位協同組合のあいだの業務関係、そして価格形成の原則など、運営原則の改項を必須とする事態が生じた。しかし、1966年ICA大会報告はこの分野での原則の発展に貢献するところが少なかった。報告の事業運営原則についての論点はつぎの如くである。

### 1. ロットデール組合と現金取引

2. 信用取引の協同組合原則
3. 決済方法の選択
4. 供給品の品質純正と計量の正確

## 第1 ロッチデール組合と現金取引

現金取引の実情。「現金取引という言葉は、単に品物が店頭で手渡されたり、店舗や家庭に配達されたその時に、すぐ代金が支払われることを意味していたわけではなかった。一般の商取引ではつねに若干の余裕が認められていた。僅かな日数の支払いのおくれは、とくに支払いが賃金、俸給の受取日と結びつき週ごと、半月ごとまたは1ヶ月ごとに規則的に支払われる場合は、現金制の規則に反するものとは考えられない。

そしてもし消費組合が、一般の小売業で健全な運営と思われていることについて、多かれ少なかれ順応することを余儀なくされても、それはいわば農業者や工業者の協同組合がその顧客に対して、所与の市場で慣行となっている取引条件を認めるのと同じことである。

現金取引とそれに代る各種の信用取引は、何を以て財政的健全とするかを判断する常識に訴えて、一緒に考慮されなければならない。ロッチデールの原則は厳格なものであるがそれが全く良いものであるとか、あるいは全く悪いものであると判定することは、いつの時代においても不可能である」

現金取引原則の時代背景。「ロッチデールの先駆者たちが現金払いの原則を採用したのには正当な理由があった。初期の協同組合事業の経験が彼らに対して、不規則で不明確な方法で組合員に信用を与えることは、新しい協同組合にとって致命的な疾患となることを教えたからである。

商品の種類が回転の速い、毎日消費される食料品に実質上限定される限りは、彼らは信用という方法にたよる必要はなかった。彼らは協同組合の流動性と財務的安定を自衛する目的のほかに組合員の借金、主として商人からの借金から脱却することを奨めたかったのである。賃金が安く、雇用が不安定な場合には、労働段階である消費者が貯蓄を使い果たした後借金を申込むには、小売商人がもっとも手近な存在であった。……………

このような人びと（借金を生涯背負いこむような人びと一引用者）の救済については、さまざまな機関によってさまざまな方策が講じられてきたが、その根本はみな同じである。つまり、不規則で危険な借金を困難とさせるか不可能とさせるか、あるいはそのかわり、節約を奨励し援助を与えるという経済的な規律をうち立てることが、そうした方策の基本となっているのである」。

### 〔評註〕

(1) 現金取引原則の再生。ICA大会報告が明らかにしたことは、現金取引は即座の代金支払いを意味するものでないこと、また日用消費の食料品の取引における商法であったことである。そして、協同組合が事業運営上、現金取引原則を順守するのは、そうした商取引慣行に順応して、協同組合財務の流動性を維持し、財務の安定を保つという目的があった。つまり、売掛金とその未収の圧力によって、資本の固定化し不足する事態を回避するという財務上の原則によるものである。

もう一つの目的は組合員＝勤労者の日常生活における掛買いとその累積によって、返済不能の債務を負い、生活の破綻をまねくという事態を回避する目的である。協同組合によって「不規則で危険な借金を困難とさせるか、不可能とさせるか、あるいはそのかわり、節約を奨励し援助を与えるという経済的な規律をうち立てる」ことである。これは協同組合がその事業運営をつうじて、勤労者の生活管理を援助する手法の一つである。

ところで、報告はロッチデール消費組合の時代を回顧しながら、協同組合の取扱い「商品の種類が回転の速い、毎日消費される食料品に実質上限定される限りは、彼らは信用という方法にたよる必要はなかった」と述べている。この消費購買事情は今日も変わっていない。後述のように耐久消費財の登場にともなう新しい消費購買方式が発生しているが、勤労者家計に占める日用消費品の購買支払比重は圧倒的に高いのであるから、協同組合の事業運営原則としての現金取引の重要性は変わらない。

## 第2 信用取引の協同組合原則

新世代と信用取引慣行。「より快適で住みよい条件の下で生まれ育った後の世代……。所得の向上、購買力の増大、家族の貯蓄力や財産や所得能力の向上、生活水準の向上、社会的尺度の拡大、金銭を以て購入できる商品やサービスの範囲の拡大などこれらすべては“品物は今すぐに差上げます。代金は所得能力に応じて分割払いでけっこう”というセールスマンの口車によって、いとも簡単に買物をしてしまう心理を世間一般に拡める役割を演じた。

このような状態になると、商品の種類を食料品から衣料品、金物や家具類にまで拡げた消費組合や、その事業を機械の取扱いにまで拡げた農業協同組合は、支払方法を彼らの競争者が提供するのと同じように容易にしないかぎり、顧客である組合員を満足させ、組合に引き留めておくことはできないという現実と直面せざるをえなくなるのである。伝統的な原則は破られ、その破れ目はさらに拡がった。」

信用供与の原則。「商人や工業生産者がまだ生育中の作物を担保にして農民に前貸金を貸すので、協同組合も同様にしなければ、その事業を営むことができなくなる。問題の焦点は、信用の供与をどの程度まで商品の購入や供給に結びつけるかということである。

信用の供与は他のサービスと同じように、コストを伴なうところのサービスである。信用で購入する協同組合の組合員は、特別の料金が課されないかぎり、現金買いをする組合員の負担によって、一種のサービスを受けているわけである。これは不公平なことであるが、だからと云って、このコストを無数の小口取引について計算することも困難であろう。

そこで一般の消費組合の運営では、食料品および小宗日用品については、それらのものを買ってすぐに消費されるものであることから、現金購買を求めている。より大きい耐久商品の購買については、余分のコストやリスクに見合う程度の利息をつけた、分割支払方法を講ずることができると。またそうすることが当然でもある。」

信用の評定と管理。「取引と信用を結びつけるについての問題が、もう一つの形で生じてくる。供給担当者に信用程度の評定や信用供与の能力があるだろうか。答は彼らが特別の訓練を受けなければ否である。その対策は購買部に並置して特別の信用組合、信用部を設置し、そこに掛売り責任をもたせることである。

信用と売買を分離するための特別の注意を払わないと、長い間気づかずして過してしまうコストの発生を防ぐことはできない。協同組合は当然その売上高の増加を望むが、高すぎるコストをかけた信用の拡大による売上高の増加は、健全な経営では認められない。更に問題なのは、6カ月も8カ月もの長期の信用になれば、農業協同組合の信用の財源が枯渇することである。組合員にたいする信用に用いられる資金は、協同組合の発展の役には立たない。それゆえ協同組合的な信用機関……の創設を考えざるをえない。」

組合員家計にとって妥当な信用。「協同組合および組合員が、信用の手段をもたないがためにおちいる不利を避けようと願う協同組合にとっての問題は、どのような場合であろうと、健全な家計や農業経営が許す程度以上の消費に彼らをひき入れるような競争におちいることなく、彼らのために公正な条件での信用を準備することである。

完全雇用が行なわれ、景気が安定している管理された経済体制の下では、家具調度品のような高額な品物の代金を、購入者の現在や将来の所得と見比べて月賦に分割することは消費者にとっても協同組合にとっても、以前と比べて余程リスクの少ないものであることは、一応うなづけるであろう。また、そうした方法を実際に運用することは、近代的な技術と経済の発展が可能とした、急速に向上する快適な生活を消費者に享受させる、という観点からも正当化されるであろう。

しかしながら、現金払制度は組合員に対しても経済的な効能と利益をもっていること、それと同時に掛売りの便利さゆえに現金払制度をなくすことは誤まりであることは、確かな事実である。協同組合はとくに消費物資について、如何なる時に如何なる方式で、信用に依存することが許される



かを注意深く決定する責任を、協同組合自体と組合員に対してもっている。」

決済方式の正しい均衡。「大切なことは正しい均衡を得ることである。とくに協同組合としては現金払い制か掛売制かの問題を、協同組合自体の運営上の利害という見地からだけでなく、短期的にも長期的にも組合員の真の経済的および道義的な見地からも検討しなければならない。またもし、協同組合がこの問題について、組合員をして結果として協同と上手な家計または農業経営との両面で、自らを正当づけられるような聡明な決定をさせるように、教育の苦勞をしてないとすると、協同組合は教育的義務を怠ったことになる」。

### 〔評註〕

(1) 支払い方法の競争と協同組合原則。指摘された「所得の向上、購買力の増大、家族の貯蓄力や財産や所得能力の向上、生活水準の向上、社会的尺度の拡大、金銭を以て購入できる商品やサービスの範囲拡大」は事実である。20世紀後半、とくに1960年代以降、発達した資本主義世界がひとしく体験した事実である。そして、勤労者世帯の購入消費財が食料、衣料などの日常消費品から、電気器具をはじめとする家具、調度品および自動車などの耐久消費財にまで拡がるようになった。

商店、百貨店などの消費者に対する信用供与分割支払いが登場して、信用取引が現金取引と並ぶにいたったのは、このような新しい消費社会においてである。消費協同組合の店舗に耐久消費財が登場し、農業協同組合の取扱生産資材に肥料などに加えて、各種農業機械が登場した。勤労者の生活に信用取引の問題が発生した。

しかし、協同組合が「支払方法を彼らの競争者が提供するのと同じように容易にしないかぎり、顧客である組合員を満足させ、協同組合にひき留めておくことはできないという現実」は、すべての協同組合にとって無条件的ではない。それは協同組合にとって、競争が必ずしも不可避的ではないという意味である。現実には協同組合企業は他の商業的企業と同様に、きびしい商業上の競争環境に置かれるのであるが、そ

れが現実的であればある程に協同組合にとって競争、つまり顧客獲得の競争は本来的でないことを回顧する必要がある。

協同組合は本来、勤労者がその経済上の必要にもとづいて設立されるものであり、企業と云うよりは経済組織であり、その利用は組合員にとって専属的であり、協同組合にとって独占的であるはずである。こうした本来的な事情を考慮するならば、協同組合取扱商品に耐久消費財が登場したことに伴なり、企業間の顧客競争と取引方法の変更とは関連的ではない。それは耐久消費財の登場の時代に、すでに協同組合の企業的成熟がある程度進行し、理論上措置できる協同組合と組合員の関係における専属利用＝供給独占の関係が弛緩していたことの反映にすぎない。

いまこのことの省察が必要であるのは、現金取引に付加される信用取引の方法を、企業間競争の手段とは別に、協同組合における信用供給、代金の分割払いの問題として、その原則を考察しなくてはならないからである。

(2) 信用供与の協同組合的原則。ICA大会報告は、協同組合購買事業における信用取引の原則について、つぎの諸問題を指摘した。第1、「問題の焦点は信用の供与をどの程度まで商品の購入や供給に結びつけるかということである」。第2、協同組合の「供給担当者に信用程度の評定や信用供与の能力があるだろうか」という問題である。第3の問題は、協同組合が「健全な家計や農業経営が許す程度以上の消費に、組合員をひき入れるような競争におちいることなく、彼らのために公正な条件での信用を準備することである。」

3種の問題のうち第2問題は、実務上は厄介であるが、事業運営の原則は明確である。すなわち、信用取引における信用供与は商業上の事業でなく、金融事業に属するものであり、したがって「特別の信用協同組合または信用部を設置」し、貸付金を管理することである。報告は「掛売りの責任をとらせる」としているが、それは誤りである。商業上の掛売り金、購買未収金ではなく、金融事業の貸付金であることを

明確にする必要がある。

① 協同組合事業における信用供与の位置。さて原則問題としての考察を要するのは、次の2問題である。その第1は、「信用の供与をどの程度まで商品の購入や供給に結びつけるか」という、協同組合の事業経営の問題である。その問題状況は報告によると、次の如くである。

まず、協同組合はその「支払方法をその競争者が提供するのと同じように容易にしないかぎり、顧客である組合員を満足させ、協同組合に引き留めておくことはできないという現実」である。この現実に関する限り、信用供与は競争の手段であるから、顧客をひきつける結果に至るまで、せり上がることになる。そのせり上りに、経営上、応じられる否かで勝敗がきまるといことであろう。問題は、協同組合にとり競争が不可避であるとしても、その手段として信用供与にどの程度の役割を期待するかにある。

つぎに、「信用供与は他のサービスと同じように、コストを伴うサービスである」。信用供与をうける組合員が「現金買をする組合員の負担によって一種のサービスを受ける」事態を回避するには「余分のコストやリスクに見合う程度の利息をつけた分割支払の方法」などを講ずる必要がある。これは一種の原価主義による負担方法であるから、原則としては他の事業の損益負担と比べて特異ではない。

最後に、指摘された問題状況は、信用取引に伴う資金問題である。報告は「高すぎるコストをかけた信用の拡大による売上高の増加は健全な経営とは認められない」とし、そもそも「組合員に対する信用に用いられる資金は、協同組合の発展のために役立たない」と断定した。それは数カ月もの長い期間におよぶ信用供与は、それにより「協同組合の信用の財源が枯渇すること」になるからである。これには若干の誤解がある。

すなわち、商品供給における信用供与が、商業的事業としての売掛金＝購買未収金として運用されるか、信用協同組合による信用事業としての短期貸付金として運用されるか。

方法はこの二つである。それはともに協同組合における正常な事業であって、事業の運用が妥当でありさえすれば、信用財源が枯渇することはあり得ず、また「協同組合の発展に役立たない」などということもあり得ない。要は購買未収金の回収保全の管理もしくは短期貸付金の回収管理が正しく実行されることである。

② 協同組合の信用供与と勤労者家計。組合員＝勤労者の家計を考慮した信用供与の問題は二つある。まず「健全な家計や農業経営が許す程度以上の消費に彼らを引き入れるような競争におちいることなく、彼らのために公正な条件での信用を準備することである」。もう一つは「正しい均衡」をうること、「現金制か掛売制かの問題を、協同組合自体の運営上の利害という見地からだけでなく、短期的にも長期的にも組合員の真の経済的および道義的見地からも検討しなくてはならない」。

I C A大会報告のうち、協同組合原則の核心に迫り、協同組合の実践家がもとめる指針に触れたのはこの部分の命題である。ここには少なくとも、三つの基本的環節がある。その第1は家計上の所得と消費支出の関係であり、第2は協同組合企業と他企業との競争関係であり、第3は協同組合と組合員勤労者の結合関係である。この3環節を考察する。

家計と消費支出の関係。長期的には消費支出と所得とは均衡し、ある期間の一定額の所得に応じて、その期間内の一定額の消費支出がきまる。云い換えると、一定額の所得の範囲内で消費支出が行なわれる。しかし、商業企業や金融機関による消費者信用の供与と、家具調度品などの耐久消費財の購入、そして代金の分割払い方式の出現は事態を大きく変化させる。

その変化の核心は財貨の取得、消費と支出の乖離である。すなわち、日用消費財が一方におけるその時点の財貨の取得と消費、他方におけるその時点の消費支出という同時性消費であるとすれば耐久消費財はその双方の時間差を特徴とする。一時の取得、支出と長期にわたる消費である。この時間差をめぐって

新状況が発生するわけである。

耐久消費財の取得に対する消費者信用の供与、債務の分割払いは、その新状況の一種である。これは換言すると、消費財の当面取得に対する所得の先行支出と云うべき状況である。これと対比されるもう一つの状況は、消費財取得に対する所得の貯蓄後支出である。この双方は家計上の比較選択にかかるもので、その評価に定説なしと云うべきであろう。そうであるにもかかわらず、信用の取得による消費支出、所得の先行支出に伴う債務の分割払いが支配的な傾向をなすのは、メーカーや商企業による売り込み競争が激烈だからである。

協同組合企業と他企業の競争。メーカー、商企業の信用供与、分割払い方式による耐久消費財の売り込みは1960年代以降、ごく一般的な傾向となった。その反面、「家具調度品のような高額の品物の代金を、購入者の現在や将来の所得と見較べて、月賦に分割することは、消費者にとっても、協同組合にとっても、以前と比べて余程リスクの少ないもの」になったことは事実であろう。

しかし、信用取引の一般化は、消費者の側のリスク軽減などの事情も否定し難いが、主因はメーカー、商企業の競争にある。当年の1年間の消費支出に対応した1年間の生産高、売上高を超えた、3年間、5年間の将来分を先行させた3年分、5年分の生産高、売上高を追求する企業性向こそが、信用取引、所得の先行支出を招いた主因と云うべきであろう。このような企業間競争に対して、協同組合は如何に対処するか。ICA大会報告はつぎのように指摘している。「協同組合および組合員が、信用の手段をもたないがためにおちいる不利を避けようと願う協同組合にとっての問題は、どのような場合であろうと、健全な家計や農業経営が許す程度以上の消費に、彼らをひきいれるような競争におちいることなく、彼らのために公正な条件での信用を準備することである」。

指摘は妥当のように思われる。企業間競争に終始するか、それとも適正な消費の範囲に

おける奉仕に徹するか。協同組合の道は後者の選択にあるとされた。内容的には二つの原則がある。その一つは信用供与の限界は組合員の「健全な家計や農業経営が許す程度の消費」である。それはつまり、耐久消費財の耐用年数の限度内で、取得と支払いの可能な金額の範囲であり、かりに当該商品がその範囲をこえた金額である場合は、協同組合は信用を供与すべきでもなく、購入を勧奨すべきでもないということである。

もう一つは勤労者のために「公正な条件での信用」を準備することである。この場合の「公正な条件」は、一般の勤労者の返済可能な金額を限度とすることであり、また協同組合の内部資金コストに準ずるか、あるいは借入資金コストを考慮した金利負担を伴った信用である。しかしこうした「公正な条件」が企業間競争の弊害を回避するのに有効であるとしても、勤労者の信用取引への深入りを阻止しうるか否かは別問題であろう。

協働組合と組合員勤労者の結合関係。指摘されるように、協同組合には「如何なる時に如何なる方式で信用に依存することが許されるかを注意深く決定する責任」がある。つまり、協同組合の組合員勤労者に対する責任である。

信用取引方式を導入するにあたって、協同組合が当面する問題は、勤労者の生活支出において耐久消費財の購入と分割払いに一定の限度のあること、協同組合企業のこの信用取引にかんする他企業との競争は否定できないが、競争にも一定の限度のあることである。報告は「正しい均衡」をよびかけて、とくに「現金制か掛売制かの問題」を指摘して、両者の均衡の必要を示唆した。均衡は重要であるが、それは現金取引と信用取引のあいだの均衡ではない。必要なのは、信用取引による購入財貨と所得もしくは分割支払い額とのあいだの均衡である。それは当然の帰結として、信用取引に対する保守的志向を生み、協同組合企業の他企業とのあいだの市場競争からの敗退を招く恐れがある。組合員勤労者に対する善意が、必ずしも協同組合企業に有利を約束

しないことを察知すべきであろう。

### 第3 協同組合商品の品質純正と

#### 計量の正確

協同組合の社会責任と誠実性。「ロッヂデールの先駆者が真に彼らが表示したとおりの物売り、かつ量目をごまかさないうという彼らの決定の強調を必要とした理由は、経済や社会の歴史家にはとうに分っていることである。……しかし、ロッヂデール原則の根底をなす思想は、今日および将来においては、はるかにもっと広い文脈によって表現されなければならない。

協同組合の組織はそのすべての活動において、とくに一般世間と接触する場面において、道義的社会的正義についての高い感覚によって特徴づけられなければならない。商業活動のほとんどあらゆる分野において、何らかの協同組合が組織されている今日では、単に組合員に与える利益ということだけでなく、協同組合運動の遂行における責任感と高度の誠実性という見地からも、その存在の正当性を主張できる。競争者の疑わしいやり方を真似たいという誘惑は、協同組合がそのために財的な打撃を蒙ることになろうとも、しりぞけられなければならない。」

協同組合的競争と粗悪商品駆逐。「19世紀のある評論家は、粗悪品の混入は競争の一面であると云った。国家が干渉して最低基準を設定し、これを順守しないものを処罰するに至る何年か前に、競争の分野を欺まんとして粗悪品混入から、純正と良質へ転換させたことは、ロッヂデールの先駆者の名誉とすべきことである。

新興国の経済的社会的問題に明るい多くの協同組合人は、政府が未だ粗悪品混入を効果的に取締ることができない国では、協同組合運動こそがこの役割を演ずべきであると強調している。

消費組合が食料品に純度基準を設けると同じに、農業協同組合は農民に良質の商品や化学肥料等を供給することによって、不正な取引を駆逐できる」。

協同組合事業の倫理性。「いくつかの国におけ

る消費者保護のための団体の増加と、その国際事務局の設置は、新しい方法によってつくられたものにせよ既存のものにせよ、新商品にせよ旧商品にせよ、使ってみたら中味は包装の表紙や広告の内容、売込み人の説明とは違っているという、われわれがしばしば経験させられる製造業者や販売業者の不正なやり方に、消費者が不満や疑惑を抱いていることを証明するものである。……

それゆえに単に煽動したり抵抗したりするだけでなく、粗悪品に代る純良で信用できる実質的品物を、経済的に供給する協同組合のような組織の必要があるのである。今日の協同組合運動はロッヂデールの先駆者以上に、競争のたたかいや取引方法の土台を、新しいそして社会的にも恥づかしくない方向へもっていく能力をもっている。しかしそれを遂行するには、協同組合の事業に関する倫理性はつねに高いものであるとともに、法律が要求する水準に優るとも劣らぬものでなければならない。それが一般民衆によく知られていなければならない。」

#### 〔評註〕

(1) 協同組合事業と等価原則。強調される協同組合活動の「道義的社会的正義についての高い感覚」は何を意味するのか。また、活動における「責任感と高度の誠実性」の究極の意味は何か。資本と労働の分極関係を有する階級社会において、云うところの社会的正義、誠実性、責任感、資本制制度に対する正義であり、誠実、責任であることは云うまでもない。しかし、それは究極するところでは支配階級の利益にかなうことではあるが、日常的、個別的には、資本家が自らの階級と制度の利害に反して、私的利益を追求し、そのような性質の害悪を個々の勤労者に加える局面においては、その抑制と是正は個々の勤労者の利害の擁護であり、個々の資本家にとっては打撃である。協同組合活動の実存的意義はすぐれてこの点に求めることができる。

協同組合事業の追求する勤労者の商品購入における、つまり資本制商品の交換過程における、品質の純正と量目の正確は何を意味するのか。報告は「粗悪品の混入は競争の一面である」とする見解を紹介しているが、粗悪品に反対し

て純正商品の取扱に努めることもまた競争である。この点について「競争の分野を欺瞞と粗悪品混入から、純正と良質へと転換」をはかったロッヂデールの先駆者の努力を賞賛した。これは適切な評価である。すなわち、協同組合事業は資本主義的な企業間競争において、欺瞞と粗悪品を排し、純正と良質の普及に努めるものである。これは資本主義の公正な競争に貢献するものである。云いかえると、「不公正な取引を駆逐」して公正な取引を導入することである。

公正な取引は何を意味するか。それは他でもなく、等価交換の原則の貫徹を意味する。欺瞞と粗悪品混入などの不公正取引も、等価交換原則の貫徹の一形態である。すなわち一つの欺瞞ともう一つの欺瞞の相殺、一つの不公正取引ともう一つの不公正取引の相殺をつうじて、等価原則は貫徹する。公正な取引、純正と良質品の導入は、このような相殺によらず、個別取引のすべてにおいて等価原則の貫徹を保障するものである。協同組合事業の一般商企業による事業と区別される特徴はこの点におり、資本主義経済における協同組合的商業活動の貢献はこの点にある。

(2) 協同組合事業の社会性。協同組合事業は一般商企業の事業と比べて共通点もあれば相異点もある。共通点はいずれも個別企業の形態をもって事業が営まれることである。しかしその反面、私的資本に立脚する私的の個別企業と、協同組合組織に立脚する協同組合的個別企業という、内容上の相異もある。協同組合企業の基礎をなす協同組合組織は、勤労者の私的個人の利害を反映するものであるが、組織それ自体としては、そのような私的個人の利害は止揚され、勤労者階級の内部における勤労者群の総和として実在するものである。私的個人の利害が止揚され、群衆の総和として実在することは重要である。

協同組合的個別企業としての事業が、勤労者群衆の総和の具体として存在することは、私的個別企業の事業と区別されるモメントとして重要である。勤労者個人の利害が止揚されるのであるが、その止揚と比例して社会性が強くなり、

群衆の面が拡がり、事業の面が拡がるにつれて、社会性は濃厚となる。

そうした協同組合事業のもつ社会性は、不完全、未熟であるが、その本質は階級性でもある。未熟であるというのは、成熟した、つまり政治的経済的な内容を伴った階級性には及ばない状況を指している。この場合、協同組合事業が階級性を有するというのは、その事業が資本主義社会における労働者の基本的な環節、すなわち労働力商品の売却と賃金の取得と並ぶ、貨幣の支払いと生活用品の取得という環節に立脚していることに由来する。これを云い換えると協同組合事業の対象に生産財が登場することなく、つねに労働者の生活用品だけが登場することである。

(3) 協同組合商品政策の未成熟。かつての協同組合商品の純正が粗悪品混入に対比されるとするならば、現代ではその意味はいちじるしく変わったと云うべきである。それは現代工業の所産とも云うべき汚染食品、有害食品を典型とするものである。そしてその汚染、有害は偶然的な欺瞞に由来するものでなく、製造時の設計、調合に由来するものである。そして人間の存在そのものの脅威に至るものである。

指摘すべきことは、汚染、有害食品や有害薬剤の生産が偶然のことではなく、現代資本主義の特質に深く根ざしていることである。現代資本主義の特質とは、この場合について云えば、その生産と流通上の支配が生産財部門からひろく生活消費財部門に及び、その分野で伝統的勢力をなしてきた土着性の地場産業資本を駆逐したことである。そのことを通じて、生活消費財部門に生産財部門で生まれ発達した科学技術とその製品を広範に導入し、長い歴史の検証に耐えてきた伝統的経験技術を駆逐したことである。

汚染、有害食品（例えばカネミ油、森永砒素ミルクに代表される）や有害薬剤は、そのような特質の現代資本主義の直接の所産である。例えば日本においては、みそ、正油、食用油はもともと有機性食品であり、典型的な地場産業の製品であり、その流通範囲は地方市場流通に限定されていた。生産者と消費者、その両者を結

ぶ商人、そのいずれも地方的であり、地場的であり、しばしば商品的結合以上に人格的にも結合する関係にあった。そうした伝統的に形成された地方的関係が、製品の安全性を検証し、保証してきたのである。

現代資本主義はそのような伝統的な地方的関係を破壊し、巨大な科学技術をその生産部門に導入し、大規模な消費財産業をうち立てた。そうした駆逐と代替は、時としては中央的な新興資本による地方的な地場産業資本の駆逐、代替として進行したが、むしろ多くの場合、地場産業資本の近代化として進行した。すなわち地場産業資本が企業間競争に促進された技術革新の過程で、巨大科学技術とその分枝としての消費財生産技術、施設を導入し、自らの手で歴史の検証を経た伝統的な消費財生産技術を扼殺したのである。歴史の検証を経た伝統技術が新興の科学技術によって駆逐され、有機的食品が無機的薬品処理になる食品によって駆逐されるという過程が進行した。

現代資本主義に由来する現象は、技術と生産の領域に止まらず、流通の分野にも及んだ。多くの場合、近代科学技術による消費財生産は、巨大資本企業もしくはその系列下の企業の手によるものである。後者による生産も、その販売流通は巨大資本企業の商業部門が掌握する例が多い。かくしてその製品の流通と販売は、まずTVや雑誌、新聞などのマス・メディアによる宣伝に託され、消費者の信頼(盲信)を獲得する。誤った商品知識が普及し培養される。ここでは卸売業者、小売業者による商品の使用価値についての検証が省略され、単純な商業的流通が進行する。その単純な商業的流通は、スーパーマーケット流通に典型的に現われるのであるが、それは巨大メーカーの直接管理する物的流通によって裏づけられる。

現代の協同組合が直面する、巨大メーカーの手になる消費財の氾濫の現象は、以上のような生産と流通の新時代の所産である。そして協同組合店舗でさえも、しばしばそうした汚染、有害食品や染剤の取扱に関与するのである。しかも、消費者の要求を充足するための取扱という事態さえ生じたのである。あるいはまた、協

同組合店舗がその経営上必要な収益を確保するために、安全性の検証を経ない消費財の取扱に関与したのである。この場合、「その種の危険有害商品に対する公然たるボイコット運動こそが協同組合運動の真価の発揮であり、それによって確実に協同組合は多数の組合員を獲得できる」という、協同組合リーダーの発言はこの問題の結論でもある。

汚染有害消費財についての協同組合原則はどのように提起されるのか。協同組合運動としての端緒は、購入ボイコットであり、そこから運動が発展することは経験上の事実である。勇敢あるボイコット運動は一時的に協同組合店舗の収益源を欠くなどの苦痛があったとしても、協同組合運動は生命の安全の運動として高い道徳的地位に立つことができる。協同組合の組織の拡大と事業の発展はここに端を発する。

汚染有害の消費財に対抗する協同組合運動は端緒としてのボイコットから、さらに一步を進めざるを得ない。それはまず代替品の発掘であり、ひいては安全規格の商品の自己生産に及ぶ。自己生産は直接生産と委託生産の幅のひろがりをもつであろう。協同組合店舗は汚染有害消費財批判のキャンペーンの先端にあり、正しい商品知識の宣伝、普及に努めなくてはならない。

こうした汚染有害の消費財に対して、協同組合運動者は1960年代、70年代に多くの経験を積んだ。その経験がしめす教訓は協同組合における商品政策の未熟と立ちおくれであろう。ICA協同組合原則がこの分野において、100年前の商品の純正と量目の正確の原則にふみとどまったのはなぜか。現代資本主義に対応した新時代の商品政策とその原則を提起するに至らないのはなぜか。協同組合原則が長期間にわたり、組織原則と利益処分原則の領域にとどまり、事業原則がいちじるしく貧困であるのはなぜか。

その理由は多面的に探求されなくてはならないが、ある程度の確実性をもって云えることは、協同組合運動の実践者の経験がICAの原則として結実するのに、十分に必要手続きと機構が欠落していることであろう。それは各国の協同組合中央機関の欠点、そして各国中央機関とICA執行機関の結びつきの悪さによるのかも知れない。